

第1 会議の開催

- 1 定時総会は、毎事業年度終了後、2か月以内に1回開催する。
- 2 臨時総会は、必要がある場合に開催する。
- 3 理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。
- 4 臨時理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。
- 5 各委員会は、必要の都度開催する。

第2 警備業務運営及び業務の適正化に対する調査研究

- 1 全警協、警察等関係官庁等との積極的な連携による警備業務適正運営の推進。
- 2 事業センター、警察等関係官庁等との緊密な連携による講習及び検定業務の円滑化の推進。
- 3 経営者（幹部）研修会の開催による業務適正化の推進。
- 4 安全パトロール及び自主点検活動等による労災防止活動等業務適正化の推進。
- 5 暴力追放県民センター、警察等との連携による暴力団等反社会的勢力排除活動の推進及び同センターの支援

第3 警備員の教育訓練

- 1 警備員現任教育（法定教育）の実施 年5回実施
- 2 警備員指導教育責任者講習の実施 年4回実施（機械が隔年開催）
- 3 特別講習の実施 年5回実施（11月は流動的）

第4 警備員指導教育担当者等に対する研修

- 1 全警協主催による新任幹部研修会、特別講習主任講師研修会、現任講師研修会、及び各区分講師候補者研修会への参加。
- 2 協会主催特別講習講師及び警備員指導教育担当者等講習会の実施。

第5 警備業務に関する資料の刊行並びに出版物及び資機材の斡旋

- 1 全警協及び各県協会等との連携による、資料及び会報等の作成配布。
- 2 警備業務に関する図書や教材等の斡旋販売事業の積極的推進。

第6 永年及び優良警備員等の表彰事業

- 1 永年勤続警備員（30年、20年、10年）、優良警備員、功勞警備員表彰事業の実施。
- 2 協会功勞者に対する会長表彰の実施。
- 3 （一社）栃木県警備業協会表彰規程に基づく連名表彰の実施。

第7 地域、職域における防犯防災等の協力

- 1 栃警協災害（広域）警備隊の編制・訓練、県等主催による総合防災訓練への積極的参加。
- 2 県防災訓練への参加推進。
- 3 「社会を明るくする運動」「栃木県安全で安心なまちづくり県民会議」への参加
- 4 シニアワーク事業（SP事業）への協力（年1回実施）。

第8 その他本会の目的を達成するために必要な事業

- 1 未加入業者の入会促進による組織強化の推進。
- 2 コンプライアンスの重要性の訴え。特に、社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入解消の促進。
- 3 インターネット利用によるホームページの活用促進。